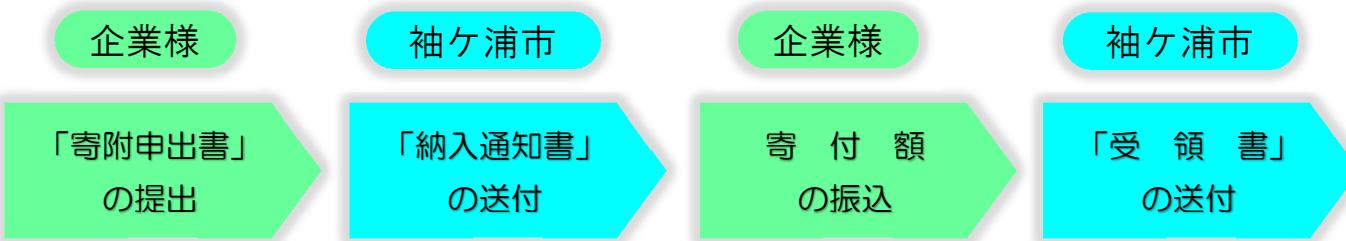


「企業版ふるさと納税」手続きの流れ



「企業版ふるさと納税」活用にあたっての注意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- 袖ヶ浦市に本社がある場合は、本制度の対象となりません。
- 本制度は、令和6年度までの寄附が対象となります。

「袖ヶ浦市」について

袖ヶ浦市は、房総半島の東京湾岸のほぼ中央に所在し、館山自動車道や東京湾アクアライン、首都圏中央自動車道の開通により、高速バスを利用して羽田空港まで最速22分など、県内外の主要なポイントへのアクセスが良好な位置にあります。

本市の土地利用をみると、臨海部には石油化学やエネルギー関連企業が多く立地し工業地帯を形成する一方、内陸部には畠地や肥沃な水田地帯が広がっています。

また、袖ヶ浦椎の森工業団地や袖ヶ浦駅海側地区の整備が進み、産業と自然が調和したまちづくりが進められています。

全国的に人口減少が進む中、本市の人口は増加し、令和3年2月に人口6万5千人を達成しました。

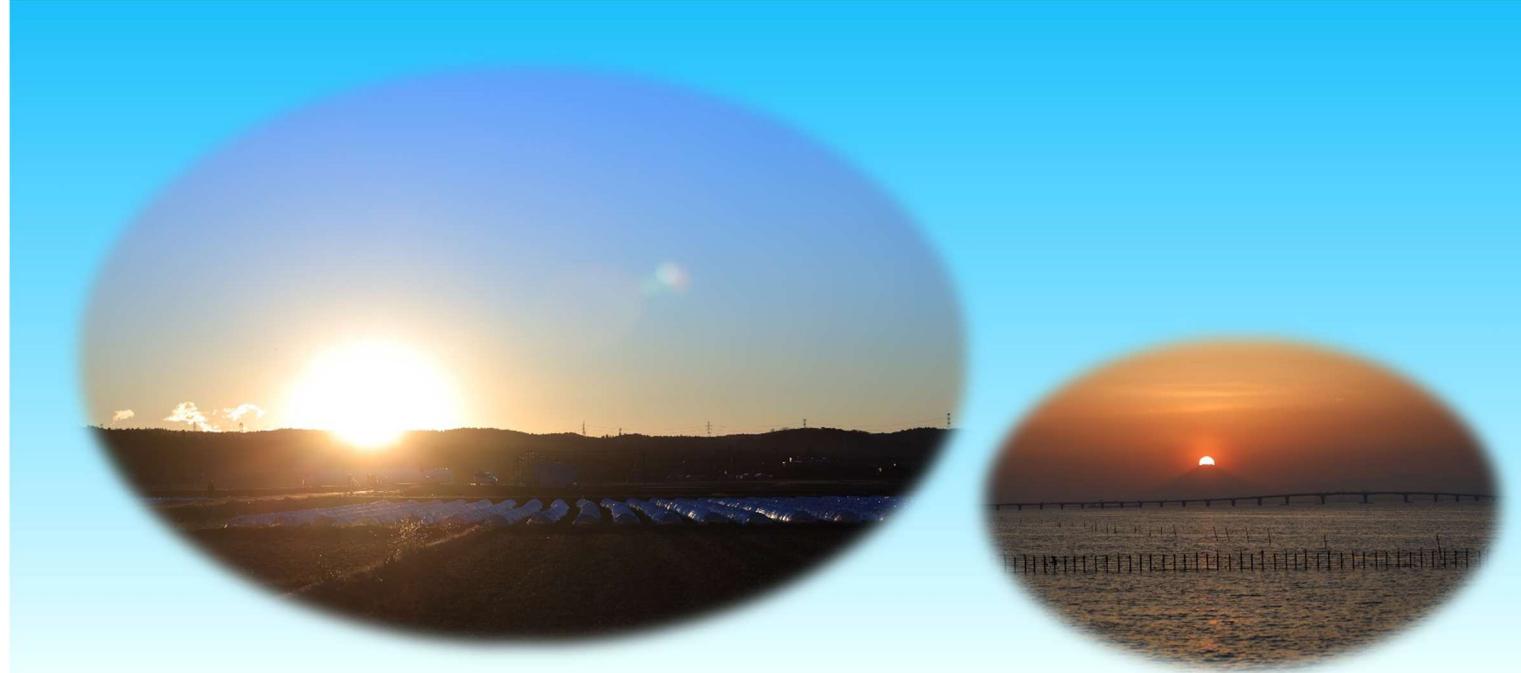


問い合わせ先



『袖ヶ浦市企業版ふるさと納税』ホームページ

袖ヶ浦市 企画政策部 企画政策課
〒299-0292
千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
TEL : 0438-62-2327 (直通)
FAX : 0438-62-5916
Email : sode01@city.sodegaura.chiba.jp



袖ヶ浦市

企業版ふるさと納税

～企業の皆様のこころざしを袖ヶ浦市の未来へ～



袖ヶ浦市

